

質問の件名及び質問の要旨（質問時間）	答弁を求める者
1 妊産婦の口腔健康のために（20分） 歯科口腔の健康を保つことは、生活習慣病や認知症の発症・進行の防止にも深く関連するなど、全身の健康維持や健康寿命を延ばすことに寄与しており、歯と口の健康に関する施策をこどもから高齢者まで、総合的に推進することが求められています。その重要な柱でもある歯科健診は、乳幼児や小中高校生まで義務化され実施されています。また、各市町村での歯周病検診については、これまで多くが40歳以上の方を対象としていましたが、若年層にも歯周病の増加がみられることから、国は令和6年度から、補助金での検診対象を20歳以上に拡充しています。 さらに、「妊産婦の口腔健康管理の重要性」も指摘されています。妊娠中は女性ホルモンの急激な増加による口腔環境の変化や、「つわり」による飲食物の好みの変化、食事回数の増加、歯みがきの困難さ、などによって虫歯や歯周病に罹りやすい状況になります。厚生労働省の資料では、歯周病になると分泌される炎症物質が、早産や低体重児の出産リスクの増加を引き起こすことや、赤ちゃんとの食事やスキンシップの際、虫歯菌がうつる可能性などの報告もされており、赤ちゃんへの影響を減らし、母子ともに健康で安心した出産・育児を迎え過ぎしていくために、口腔健康へのサポートが求められています。そのため、集団や個別健診での「妊婦歯科健診」や「妊産婦歯科健診」を無料、または500円程度の自己負担で実施している自治体も多くあり、日本歯科医師会では「つわり」がおさまる4～5か月頃に歯科健診を受診してもらい、比較的体調の安定した妊娠中期に必要な歯科治療を行うことを推奨しています。 本市でも、今年度から歯周病検診の対象が20歳以上に拡充され、また、妊婦や家族を対象とした「ゆりかご教室」での、歯のケア指導も行われていますが、さらに「妊婦歯科健診」の制度を整え、歯科口腔の健康への意識を高め、受診しやすくすることが、大切な母子の健康を守り、健やかな出産・育児のための支援につながると考えます。 以下、お伺いいたします。	市 長

質問の件名及び質問の要旨（質問時間）	答弁を求める者
(1) 本市の妊産婦の歯科口腔健康への取組について (2) 「ゆりかご教室」歯のケア指導への参加人数について (3) 妊婦歯科健診、妊産婦歯科健診について ア 認識・評価について イ 県内での実施市町村について ウ 本市での実施検討について	
2 産後ケア事業における安全対策を (20分) 市町村が事業主体になり行われている「産後ケア事業」は、出産後に支援を必要とする母親の心身のケアや、赤ちゃんのお世話をするなど、育児サポートを行う取組です。母親が孤立することなく安心して子どもを育てられるよう、助産師、看護師などによる質の高い産後ケアを受けることができ、利用者負担の減免支援も行われています。本市においても市内外の7つの病院や助産院に委託し、日帰りや宿泊、家庭に訪問してのケアが行われています。令和4年度時点で1,462の自治体で実施されており、母親の心身の不調を軽減し、母子の健康を守る重要な事業になっています。 こうした取組の中で、委託先の開拓や支援を提供する人員の確保、人材の育成、乳児の見守り安全対策などの課題も報告されています。一昨年、横浜市から委託を受けて母子の産後ケア事業を行っていた助産院で、生後2か月の乳児が呼吸をしていない状態で見つかり、その後亡くなるという痛ましい事故が起きました。助産師が朝食を作るために、寝ている乳児から30分ほど離れた間のことであり、ミルクの誤嚥による窒息が原因である可能性が高いとされています。このような事故を起こさないためにも、事業主体である市町村と受託する助産院などが協働して、産後ケアにおける安全対策を強化していくことが重要と考えます。乳児を見守る人員の確保、夜間の管理体制等、各現場の実情に合わせた対策やマニュアルの作成とともに、「ベビーセンサー」の活用も補助的な対策の一つであると思います。購入に際しては国庫補助金を利用し、助成事業を行っている自治体もあります。	市長

質問の件名及び質問の要旨（質問時間）	答弁を求める者
本年１０月に改定された「産後ケア事業ガイドライン」では、事故防止等に向けた安全対策について、市町村がマニュアルを作成し、委託事業者と共有・確認することが追記されています。 以下、お伺いたします。 （１） 産後ケア事業の周知方法について （２） 利用開始までの手続きについて （３） 利用者数について （４） ベビーセンサーについて ア 委託先での設置・利用状況について イ 委託先に対する購入の助成について （５） 安全対策マニュアルの作成・運用について	